

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月16日
【会社名】	株式会社パイプドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03) 5575 - 6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03) 5575 - 6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当257,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 なお、当社は単元株制度を導入しておりません。

(注) 1. 平成23年8月16日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価格の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,500株	257,500,000	128,750,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	2,500株	257,500,000	128,750,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価格の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
103,000	51,500	1株	平成23年9月1日	-	平成23年9月1日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、株式総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社パイプドピッツ経営管理本部	東京都港区赤坂二丁目9番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
257,500,000	1,351,200	256,148,800

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の内訳は、登録免許税901千円、信託銀行増資事務手数料250千円、その他諸費用200千円を予定しております。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額256,148,800円については、当社の情報資産プラットフォーム事業（注）におけるシステム開発費用及び運転資金、会計クラウドサービス事業の譲受資金、福岡支店の開設及び運転資金に使用する予定であります。また、具体的な資金使途及び支出予定時期は、次のとおりです。

なお、資金の支出が実行されるまでの期間は、安全性の高い普通預金として保管、管理してまいります。

（注）「情報資産プラットフォーム事業」は、情報資産を管理・運用するためのアプリケーションをクラウドで提供する当社の主要サービスです。クライアントは、当サービスを利用することにより、顧客リスト等の重要な情報資産を管理すると共に、Webサイトや電子メール等による情報配信を通じて情報資産を活用することができます。

（単位：百万円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
情報資産プラットフォーム事業におけるシステム開発費用及び運転資金 「医療機関向けオンライン受発注プラットフォーム」（注1）、「観光業界向け旅行プラン提案プラットフォーム」（注2）に係るシステム開発費用及び人件費、広告宣伝費等	176	平成23年9月から平成24年8月
会計クラウドサービスの事業譲受資金 ビジネスオンライン株式会社が運営する会計クラウドサービス「ネットde会計」（注3）及び「ネットde青色申告」（注4）に関する事業譲受に係る資金	50	平成23年9月
福岡支店の開設及び運転資金 福岡支店開設に係る敷金、間仕切り、事務用品等の設備投資及び支店立ち上げの準備資金、人件費、広告宣伝費等	30	平成23年9月から平成24年8月
合計	256	-

（注）1．医療機関、医療卸企業、製薬・医療機器メーカー等の情報提供や受発注に関する情報のやり取りをインターネットを介して効率的に実現するプラットフォームです。

2．旅行に必要な要素となるホテル、交通機関、観光地等を組み合わせることで、旅行者が希望する個別性の高い旅行プランの作成・提案を可能とするプラットフォームです。

3．簡単・リアルタイム・スピーディに帳簿入力や集計を行なうことができる、中小企業向けのインターネット経理システムです。インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでもすぐに利用でき、ソフトがインターネット上にあることから、複数のパソコンや離れた場所でもリアルタイムの情報共有が可能なクラウドサービスです。

4．個人事業主の方がインターネット上で簡単・安心・便利に青色申告決算書まで作成することができるクラウド型の青色申告ソフトです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	ユナイテッドベンチャーズ株式会社
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目11番13号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 糊澤 悟
事業の内容	新興上場企業向け経営支援及び事業支援 投資事業組合の組成及び運営 経営コンサルティング M & A 支援 等
資本金	990万円
大株主及び持株比率	糊澤 悟 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社及び割当予定先の状況

当社は、「明日の豊かな情報生活に貢献する」という企業理念を掲げ、「情報資産の銀行」という事業ビジョンのもと、顧客が保有するあらゆる情報資産を安全に保管・管理し、それら情報資産の有効活用により、顧客の新たな付加価値の創出、向上と顧客が抱える課題の解決やコストの削減を支援するための情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」「スパイラルEC(R)」等を提供しております。

昨今の情報端末の多様化と急速な普及は、情報の集約管理への期待を促すものでありますが、当社の「スパイラル(R)」は、セキュリティ事故への不安やコスト負担の両面を解決し、且つ、環境保全に貢献しながら生産性向上を実現する情報資産プラットフォームとして、さまざまな業種、業態にわたり、また規模の大小を問わず、2,000社以上の顧客にご活用いただくにいたっております。

一方、ユナイテッドベンチャーズ株式会社（以下、「ユナイテッドベンチャーズ」という。）は、新興市場等に上場している情報通信関連企業に対して経営全般に関する支援及び投資業務を展開する一方で、IT・モバイル・スマートフォン等の情報通信関連のビジネスにおける新規ビジネスモデルの構築も積極的に推進しております。

同社代表取締役社長である糊澤悟氏は、多チャンネル衛星放送事業やIPTV向けコンテンツビジネスなど、多くの新規事業を立ち上げた経験を有しており、今後は更に支援先又は出資先企業と連携し、関連する事業の立上げ及び推進に注力するものであります。

資金調達必要性

) 新規事業への研究開発投資及び運転資金

当社は、平成22年12月に、三カ年にわたる中期経営計画を発表しておりますが、その実現に向けた取組の一環として、情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」と連携する新たなプラットフォームとなる新規事業を開発、構築してゆきます。

当社は、事業コンセプト「情報資産の銀行」として、顧客が有する情報資産を安全に保管・管理するだけでなく、情報資産の有効活用を通して、さらなる付加価値の向上と顧客の課題解決をはかる「情報資産プラットフォーム」を拡充・強化してゆく必要性を強く認識しております。

当社が身を置くクラウドサービスを取り巻く業界環境は、利用者にとってその利便性とコスト削減効果への期待から、市場規模が拡大しておりますが、それ故に参入業者も多く、また既存企業も機能開発やサービス分野の拡大に凌ぎを削っており、競争がますます激化しつつあります。

このような中、当社では、予めから提供している「スパイラル(R)」に加えて、平成22年4月より、アパレル・ファッション向ECサイト構築支援プラットフォーム「スパイラルEC(R)」の提供を開始し、情報資産プラットフォームとしてのバリエーションの拡充をはかりました。

さらに、継続的なシステムのバージョンアップにより、追加機能開発や新機能提供を繰り返し行ってまいりました。しかしながら、上述のとおり競合他社との競争の中で、当社プラットフォームの競合優位性を確保し続けるためには、高度化する顧客ニーズへ対応するための不断の研究開発投資の実施と多様化する情報資産へ対応するための新規事業・新規サービスの開発が不可欠であります。

当社の「スパイラル(R)」の大きな特徴は、業種・業態を問わず、多くの用途で活用し得る高い情報操作性と汎用性を有していることであり、それぞれの業界に在る特有の課題を解決するソリューションを提案することが可能なプラットフォームであると言えます。

当社は、特定の業種・業態へのソリューションの提案の幅を広げてゆくため、「スパイラル(R)」と連携する新規事業・新規サービスとなるプラットフォームの構築、開発及び立ち上げを行ってまいります。

既に具体的な新規事業・新規サービスとして企画し、開発着手しているものとして、「医療機関向けオンライン受発注プラットフォーム」、「観光業界向け旅行プラン提案プラットフォーム」があり、今後開発が終了次第、順次リリースを予定しておりますが、これら新規事業に係る開発及び運転資金を必要としております。

) 会計クラウドサービスの事業譲受

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会において、株式会社ビジネスオンラインが運営する会計クラウドサービス「ネットde会計」及び「ネットde青色申告」に関する事業譲受に基本合意した旨を開示しております。

「ネットde会計」は、簡単・リアルタイム・スピーディに帳簿入力や集計を行なうことができる、中小企業向けのインターネット経理システムです。

インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでもすぐに利用でき、ソフトがインターネット上にあることから、複数のパソコンや離れた場所でもリアルタイムの情報共有が可能なクラウドサービスです。

「ネットde青色申告」は、個人事業主の方がインターネット上で簡単・安心・便利に青色申告決算書まで作成することができるクラウド型の青色申告ソフトです。

今回の事業譲受が実現することにより、当社の主たる事業の一つである情報資産プラットフォームのバリエーションがさらに増えることに加えて、当社が既に提供する「給与明細電子化サービス」との親和性が極めて高いことから、多くの中小零細企業又は個人事業主に対して、業務効率向上とコスト削減を両立するクラウドをベースとした幅広いバックオフィスのソリューションを提供することが可能となります。

また、当該会計クラウドサービスに関する事業譲受は、現行のサービスを保持する形で行う予定であり、既存の「ネットde会計」及び「ネットde青色申告」の顧客に対して、引き続き当社がサービス提供しますが、当社のシステムに関する高いセキュリティと運用ノウハウを活用することで、安全に且つ安心してご利用いただけるようになるとともに、譲り受け後は、当社がシステムの追加開発、営業・サポート等を行うことで、より一層の利便性と顧客満足の向上をはかってまいります。

この会計クラウドサービス事業譲受の支払に係る資金を必要としております。

）福岡支店の開設及び運転資金

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会において、福岡支店を開設することを開示しております。

福岡支店を開設する理由は、第一に、九州地方を中心とした西日本エリアの営業拠点を設置することにより活動強化をはかり、当社の顧客数及び有効アカウント数の拡大を目指すものであります。

当社は、平成17年9月より既に大阪支店を開設、営業活動を展開してまいりましたが、関西エリアにおける顧客数は順調に増加しており、これは大阪支店による対面を含めた営業・顧客サポート体制が大きく寄与していると判断しております。

今回、福岡支店を開設するにあたり、大阪支店同様に営業人員だけでなく、顧客サポートの人員をあわせて配置することで、顧客ニーズを汲み取り、満足度の高い営業提案・サポート体制を提供致します。

特に福岡については、周辺に衛星都市を多く擁しており、周辺都市も含めた福岡都市圏のみならず、近隣には政令指定都市である北九州市を中心とした北九州都市圏があり、市場規模、顧客数は相当程度あることが見込まれ、当社のビジネスチャンスも多いと判断しております。

第二に、東日本大震災後に、東京一極集中の是正という観点から、大手企業を含めた一部企業等が西日本エリアへ進出する傾向が見られますが、当社においても、複数拠点の配置による機能分散によって事業継続体制を強化することが急務であると認識しています。

既に大阪支店によるバックアップ体制は一定程度確立しておりますが、今回の福岡支店の設立により、一層の機能分散をはかり、不測の事態が生じた場合であっても、事業継続に支障を来さないようリスク管理を行ってまいります。

第三に、福岡は、歴史的、地政学的な観点から、当社が将来的に中国、韓国等アジア地域への進出を検討するに十分な情報収集が可能な都市であり、その準備を行うにも適した拠点になると判断しております。

福岡支店の開設に係る敷金、造作等の設備投資及び支店立ち上げの準備、運転・活動資金を必要としております。

資金調達手段の選定

当社は、一層の財務基盤の強化をはかり、またM & A等の投資案件へ迅速に対応してゆくため、これまで内部留保を充実させることを優先してまいりました。

さらなる企業価値向上を目指すため、今後も引き続き積極的な投資等を実施、継続してゆくつもりですが、当社の事業規模や当社を取り巻く競争環境に鑑みると、現状保有する現預金が十分な規模であるとは言いえないと判断しております。

したがって、今回必要とする資金について、財務基盤の安全性を損なうことなく、今後も積極的な事業展開を推進してゆくために、自己資金ではなく外部調達することを選択しました。

資金調達的手段としては、間接金融の他、公募増資、株主割当増資等種々検討致しましたが、調達の確実性、使用資金の性質、調達に要する期間、調達にかかる費用等を考慮した結果、割当予定先との業務提携を前提とした第三者割当増資による調達方法が最も合理的であり、且つ、当社の今後の事業及び会社の成長の確実性向上に寄与するものと判断し、選択致しました。

割当予定先との業務提携

当社は、第三者割当増資の相手先を選定するにあたり、複数の法人等を検討してまいりましたが、今回の資金使途の一つである新規事業の立ち上げ及び育成において、割当予定先との締結を予定している業務提携により、その確実性が増加することを期待できると判断しました。

本業務提携は、当社の情報資産プラットフォームに係る「医療機関向けオンライン受発注プラットフォーム」、「観光業界向け旅行プラン提案プラットフォーム」等の新サービスや新規事業の立ち上げ、事業育成を協同で行う内容としており、これにより当社の新規事業への取組分野の幅が広がるとともに、そのスピードを加速させることが期待できる他、新規事業の成功による当社の収益基盤の多様化を目指します。

また、販売先の開拓や紹介等を通して既存事業の拡大にも協力して取り組み、当社の企業価値向上を目指すものです。本業務提携により、当社がこれまでに蓄積した情報資産管理に関するシステム及び運用ノウハウ等の実績とユナイテッドベンチャーズがこれまでに実施してきた投資実績やコンサルティングによる知見等互いの持つ強みを融合し、活用することで、これまでにない新たな事業創出の機会の可能性もあると判断しております。

さらに、当社の現在及び今後の経営方針や新事業企画の検討場面においても、有効、有用な助言等が得られることを期待できるだけでなく、ユナイテッドベンチャーズが有するIT業種に限られない幅広いネットワークは、当社の顧客基盤の強化や中長期的な成長戦略の実現にとっても有益性が認められ、当社の事業基盤と収益力の一層の向上をはかり、引いては企業価値・株主価値の向上を目指すものとなります。

その他、割当予定先は、主要な事業の一つとして、投資事業組合の組成及び運営を行っておりますが、既に他の上場会社への出資実績を持ち、且つ、出資先企業の価値向上への貢献実績もあり、信頼性があると認められます。

割当予定先は、当社の中期経営計画等の成長戦略を理解した上で当社への出資が可能であると判断しており、このような認識のもと、割当予定先との間で出資に関する条件等について協議、交渉を行ってまいりましたが、この度合意が得られたことから、同社を割当予定先として選定致しました。

d．割り当てようとする株式の数

2,500株

e．株券等の保有方針

当社は、本件新株式について、割当予定先との間に継続保有及び預託に関する書面による取り決めを行っておりません。

割当予定先は、商法上の匿名組合による資金調達を行っているため、当該匿名組合の出資期限である平成24年5月末までに、当社の株式の全部又は一部を売却する可能性があることを口頭で確認しており、したがって、長期的に当社の株式を保有することについて確認しておりません。

一方で、割当予定先は、当社の中長期的な経営計画、新規事業への取組及び拠点展開等の方針にも理解を示しており、割当予定先となった経緯の中で、当該匿名組合の出資期限が終了するまでに、新たな匿名組合の組成その他の方法で資金調達を行うことにより、本件新株式を中長期で保有する可能性もあることを口頭で確認しております。

なお、割当予定先が発行日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定であります。

また、割当予定先が株式市場を通さずに他の第三者へ本件株式を譲渡する場合には、事前に当社と協議を行う旨の確約を得る予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、商法上の匿名組合による資金調達を行っており、今回の第三者割当増資については、割当予定先が営業者となる「UV新興市場ファンド匿名組合」の資金を充当する予定であります。

「UV新興市場ファンド匿名組合」は、営業者であるユナイテッドベンチャーズと個々の匿名組合員との間で締結する匿名契約によって成立しております。

本募集の払込に関して、「UV新興市場ファンド匿名組合」の預金通帳の写しを確認した結果、払込に十分な現預金を保有していること、また、割当予定先から払込期日までに、本第三者割当増資の割当総額を払い込む旨の確認書の提出を受けていることから、本件の払込に関して確実性があると判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、商法上の匿名組合による資金調達を行っており、今回の第三者割当増資については、割当予定先が営業者となる「UV新興市場ファンド匿名組合」の資金を充当する予定であります。

「UV新興市場ファンド匿名組合」は、営業者であるユナイテッドベンチャーズと個々の匿名組合員との間で締結する匿名契約によって成立するものであり、「UV新興市場ファンド匿名組合」の主要な匿名組合員は、株式会社SBI証券（代表者：井土太良、事業内容：オンライン総合証券、出資金額の割合：54.8%）、株式会社ナガセ（代表者：永瀬昭幸、事業内容：教育事業、出資金額の割合：12.2%）、株式会社パス（代表者：榎澤悟、事業内容：有価証券の取得及び保有、出資金額の割合：10.9%）であり、その他は、その他の出資法人・個人（出資金額の割合の合計22.1%）となっております。

当社は、割当予定先から、「UV新興市場ファンド匿名組合」の匿名組合員全員について、暴力団等の反社会的勢力と一切関係がないことの確認書を受領しており、当社も営業者であるユナイテッドベンチャーズ及び当該匿名組合員全員について、当社独自で反社会的勢力との関係がないことの調査を行った他、第三者調査機関である株式会社企業情報センターへ依頼し、登記簿謄本の確認、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索、周辺のヒアリング等による調査を実施した結果、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成23年8月12日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値103,000円と致しました。

本第三者割当増資の発行価格の算定方法について、取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日終値を参考値として採用したのは、平成24年2月期第1四半期決算発表及び平成24年2月期の通期業績予想を前提とした株価が、直近の

市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、発行価格の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均115,436円に対する乖離率は-10.8%、3ヵ月間の終値平均116,675円に対する乖離率は-11.7%、6ヵ月間の終値平均113,392円に対する乖離率は-9.2%となっております。かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、当社監査役会（常勤監査役1名及び社外監査役2名）から、本第三者割当増資の発行価格の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成24年2月期第1四半期決算発表後に形成された株価を基準に、直前の取引が成立した営業日の終値としており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることより、本件発行価格は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行には該当しないと判断する旨の意見を得ております。

以上のことから、本第三者割当増資の発行価格は、適正且つ妥当な価格であり、有利発行には該当しないものと判断致しました。

この判断に基づいて、当社は、本日開催の取締役会において、新規事業の創出及び支店開設による収益力の強化を目的とした長期性の投資資金の確保という今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮すると共に、本第三者割当増資の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により、本第三者割当増資を決議致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式は2,500株であり、現在の発行済株式総数16,370株（議決権の総数16,370個）に対して15.2%（議決権の総数に対して15.2%）に相当し、既存株主の持分に希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上のいわゆる大規模な第三者割当増資に該当するものではありません。

また、当社は、中長期的な事業成長を実現してゆくため、人材、広告宣伝及びシステム等への投資に継続的に取り組んでゆく他、M&Aに対しても迅速に対応してゆく必要があるため、資金負担が先行することを予想しております。

一方で、市場競争がより一層激化することが予測される中、これらの先行投資の一部を資本の増強をはかることによって行うことは、当社の財務基盤の強化だけでなく、競争力維持向上にも繋がると判断しております。

したがって、本第三者割当増資という方法により安定的且つ確実な手段により調達することで、財務的な信用力、財務基盤の安全性を確保、維持させつつ実施することができ、事業拡大による収益力の向上を実現することによって、中長期的な観点から、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

資金調達を迅速、確実に実行し、財務基盤の強化と競争力の向上をはかり、新規事業の立ち上げ及び育成の早期実現を果たすためにも本第三者割当増資の方法が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的な水準であると判断致しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.60%	8,120	43.03%
キャピタルズワン有限会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.48%	5,480	29.04%
ユナイテッドベンチャーズ株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目11番13号	-	-	2,500	13.25%
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	183	1.12%	183	0.97%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	167	1.02%	167	0.89%
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.86%	140	0.74%
山田 剛	大阪府東大阪市	124	0.76%	124	0.66%
志賀 正規	東京都港区	102	0.62%	102	0.54%
奥宮 健太	千葉県柏市	74	0.45%	74	0.39%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	55	0.34%	55	0.29%
計		14,445	88.24%	16,945	89.80%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年2月28日現在の株主名簿及び平成23年8月16日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年2月28日現在の株主名簿をもとに、平成23年8月16日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年8月16日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年8月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期 第1四半期)	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	平成23年7月14日 関東財務局長に提出

なお上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月28日

株式会社パイプドビッツ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉山 正樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイプドビッツの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社パイプドビッツが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月13日

株式会社パイブドビッツ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 5月30日

株式会社パイブドビッツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 宣 昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイブドビッツの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社パイブドビッツが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月13日

株式会社パイブドビッツ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。